

第四百七十七回国参议院总务委员会会议录第九号

平成十二年五月二十五日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十一日

千葉 景子君

補欠選任 角田 義一君

五月十二日

佐々木知子君
長谷川道郎君
角田 義一君

補欠選任 中曾根弘文君
橋本 聖子君
千葉 景子君

五月十五日

中曾根弘文君
森田 次夫君
本田 良一君
阿部 幸代君
吉川 春子君

補欠選任 石井 道子君
岡 利定君
北澤 俊美君
橋本 敦君
小泉 親司君

五月十六日

岡 利定君
北澤 俊美君
小泉 親司君
橋本 敦君

補欠選任 森田 次夫君
本田 良一君
吉川 春子君
阿部 幸代君

五月十八日

森田 次夫君

補欠選任 中曾根弘文君

五月十九日

中曾根弘文君

補欠選任 森田 次夫君

五月二十二日

堀 利和君

補欠選任 柳田 稔君

五月二十三日

堀 利和君

補欠選任 柳田 稔君

五月二十四日

北澤 俊美君
千葉 景子君
堀 利和君
吉川 春子君

補欠選任 本田 良一君
角田 義一君
柳田 稔君
林 紀子君

五月二十四日

出席者は左のとおり。

委員長 小川 勝也君
理事 海老原義彦君
鴻池 祥隆君
橋本 聖子君
広中和歌子君
高橋 今則君
石井 道子君
泉 信也君
長峯 基君
西田 吉宏君
森田 次夫君
角田 義一君
本田 良一君
前川 忠夫君
柳田 稔君
山下 栄一君
阿部 幸代君
林 紀子君
山本 正和君

委員

委員以外の議員

衆議院議員

発議者

今井 澄君

政務次官

発議者 虎島 和夫君
河合 正智君
長峯 基君
総理府政務次官 長峯 基君
事務局側 常任委員会専門員 石田 祐幸君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件
○平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案(衆議院提出)

○平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案(今井澄君外三名発議)

○委員長(小川勝也君) ただいまから総務委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。去る十二日、長谷川道郎君及び佐々木知子君が委員を辞任され、その補欠として橋本聖子君及び中曾根弘文君が選任されました。

また、去る十五日、中曾根弘文君が委員を辞任され、その補欠として石井道子君が選任されました。また、昨日、千葉景子君、堀利和君及び吉川春子君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君、柳田稔君及び林紀子君が選任されました。

○委員長(小川勝也君) 理事の補欠選任を行います。去る五月十一日の本委員会におきまして、一名の理事につきましては後日委員長が指名することになっておりましたので、本日、理事に橋本聖子君を指名いたします。

○委員長(小川勝也君) 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案及び平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案の両案を一括して議題といたします。まず、平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案について、発議者衆議院議員虎島和夫君から趣旨説明を聴取いたします。虎島和夫君。

○衆議院議員(虎島和夫君) ただいま議題となりました平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。御承知のとおり、さきの大戦において多数の朝鮮半島出身の方々(日本軍人軍属等)として軍務に服し、戦死されたり負傷されたりした方も少なくありません。戦後になって、軍人軍属等であった戦没者の遺族等で、サンフランシスコ平和条約の発効に伴い日本の国籍を離脱した朝鮮半島等の出身の方々については、援護法または恩給法の適用の対象外となっております。

韓国政府は、昭和四十九年に、戦没者等の遺族を対象として一時金を支給する立法を行いました。結果的に、在日韓国人の方々(日本軍人軍属等)の遺族等に、在日韓国人旧日本軍人軍属戦没者遺族等に對しては、日韓いづれの国からも措置が講じられていない現状にあります。在日韓国人旧日本軍人軍属等の方々に対する補償の問題につきましては、昭和四十年の日韓請求権・経済協力協定により、法的には日韓両国間で完全かつ最終的に解決済みであります。

以上のような経過や日韓のはざままで関係者の高
齢化が進展している等の状況にかんがみ、人道的
精神に基づき、在日韓国人旧日本軍人軍属戦没
者遺族等に対しして弔慰の意等を表すための所要
の措置を講じることが急務であると考え、ここに
本案を提出する次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概
要を御説明申し上げます。

本案は、人道的精神に基づき、在日韓国人旧日
本軍人軍属戦没者等の遺族に対しして弔慰金を、
重度戦傷病者の方々に対しして見舞金及び重度戦
傷病者老後生活設計支援特別給付金を支給するも
のであります。

弔慰金については死亡した者一人につき二百六
十万円、見舞金については戦傷病者一人につき二
百万円、重度戦傷病者老後生活設計支援特別給付
金については戦傷病者一人につき二百万円として
おります。これらの給付を受ける権利は、それぞ
れの支給を受けようとする者の請求に基づき、総
務大臣が裁定することとしております。

なお、台湾関係の皆様に関しましては、昭和六
十二年の特別立法をもって台湾在住の方々のみ
は本法案に準じた措置が既に行われておりませ
が、なお日本永住の方々に対しては同様の措置が
必要であるということを示し申し上げておき
たいと存じます。

また、本案は、平成十三年一月六日から起算し
て三月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行することとしており、請求期間は施行日
から三年間となっております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概
要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願いいたします。

○委員長(小川勝也君) 次に、平和条約国籍離脱
者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等
の支給に関する法律案について、発議者今井澄君
から趣旨説明を聴取いたします。今井澄君
○委員(以外の議員(今井澄君) たいいま議題とな

りました平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等
に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案
につきまして、その提案理由及び内容の概要を御
説明申し上げます。

第二次世界大戦においては、二十四万人を超え
る朝鮮半島出身の方々や旧日本軍の軍人軍属等と
して軍務に服し、多数の方が戦死されたり戦傷病
を負われました。

戦後、日本人の軍人軍属等であった戦没者の遺
族及び戦傷病者に対しては、戦傷病者戦没者遺族
等援護法等の制定や軍人恩給の復活により、年金
または一時金が支給されております。

しかしながら、それらの法律は日本国籍を要件
としております。しかも、例えば在日の韓国人につ
いては、日本国政府は一九六五年の日韓請求権協
定で解決済みとし、他方、韓国政府は韓国国内の
戦没者のみを対象として見舞金を支給したため、
日韓のはざままで放置され続けるなど、サンフラン
シスコ平和条約により日本の国籍を喪失した特別
永住者などの在日の人々に対しては何らの措置も
講じられないこととなり、今日に至っております。

それらの特別永住者などの在日の人々が、戦後
もずっと日本で生活し、税金を納めてきたにもか
かわらず、同様の境遇にある日本人の旧軍人軍属
等の場合と比較して著しい不利益を長年にわたり
受けてきたことは明白であります。しかも、その
期間は、援護法の制定から既に四十八年、日韓請
求権協定の締結から数えても既に三十五年以上に
も及び、そして現在もなお、戦傷病者の方々には、
公務上の傷病等による障害に苦しみ、社会的なハ
ンディを負っているのです。こうした現状のまま
推移することは、人道的観点からも許されること
ではありません。

今般、関係者が提訴された裁判において大阪高
裁は、姜富中訴訟九九年十月判決では、国籍で差
別するのは憲法十四条や国際人権日規約二十六条
に反する疑いがあると違憲判断を示し、鄭商根訴
訟九九年九月判決では、在日韓国人が長年補償対
象から除外されているのはゆゆしき事態であり、

今般、関係者が提訴された裁判において大阪高
裁は、姜富中訴訟九九年十月判決では、国籍で差
別するのは憲法十四条や国際人権日規約二十六条
に反する疑いがあると違憲判断を示し、鄭商根訴
訟九九年九月判決では、在日韓国人が長年補償対
象から除外されているのはゆゆしき事態であり、

今後の立法政策で最大限の配慮がなされるべきで
あるとの異例の見解を述べています。

八二年の外務省調査でも明らかにしたとお
り、米、英、仏、伊、西独が、いずれも外国人元
兵士等に自国民とほぼ同様の一時金または年金を
支給している事実も看過できません。

したがって、この際、これらの方々につい
て、その置かれていた状況にかんがみ、人道的な
立場から特別障害給付金や特別遺族給付金を支給
するための法律を制定することが急務であると考
え、ここに本案を提出した次第です。

次に、法律案の内容について御説明申し上げます。
本案は、平和条約国籍離脱者等であつて、日本
の旧軍人軍属等であつた戦傷病者または戦没者等
の遺族に対しして、特別障害給付金または特別遺族
給付金を支給しようとするものであります。

特別障害給付金については、平和条約国籍離脱
者等である旧軍人軍属等であつた戦傷病者で一定
程度の障害の状態にある者に、現行の戦傷病者戦
没者遺族等援護法と同等の給付を行います。特別
遺族給付金については、平和条約国籍離脱者等で
あり、かつ旧軍人軍属等であつた戦没者等の遺族
または戦傷病者で重度の障害の状態にあつた者の
遺族に、戦没者等一人につき三百万円を支給いた
します。

以上が本法律案の提案理由及び内容の概要であ
ります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同く
ださいますようお願い申し上げます。

○委員長(小川勝也君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

二 両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。
午前十時十分散会

- 債のための法律の早期制定に関する請願(第
一二六四号)(第 一二六五号)(第 一二六六号)
(第 一二六七号)(第 一二六八号)(第 一二六九
号)(第 一二七〇号)(第 一二七一号)(第 一二七
七号)(第 一二七八号)(第 一二七九号)(第 一二
八〇号)(第 一二八一号)(第 一二八二号)(第 一
二八三号)(第 一二八四号)(第 一二八五号)(第 一
二八六号)(第 一二八七号)(第 一二八八号)(第 一
二八九号)(第 一二九〇号)(第 一二九一号)(第 一
二九二号)(第 一二九三号)(第 一二九四号)
(第 一二九五号)(第 一二九六号)(第 一二九七
号)(第 一二九八号)(第 一二九九号)(第 一三〇〇
号)(第 一三〇一号)

- 第 一二六四号 平成十二年四月二十一日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた
めの法律の早期制定に関する請願
請願者 徳島市北佐古一番町二ノ三二 河
野和代外百七名
紹介議員 吉田 之久君
この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

- 第 一二六五号 平成十二年四月二十一日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた
めの法律の早期制定に関する請願
請願者 千葉県船橋市二宮一ノ三〇ノ六
三村幾久子外九十五名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

- 第 一二六六号 平成十二年四月二十一日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた
めの法律の早期制定に関する請願
請願者 東京都中野区上高田四ノ七ノ四
芦沢澄子外百八名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

- 第 一二六七号 平成十二年四月二十一日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のた
めの法律の早期制定に関する請願
請願者 東京都世田谷区奥沢二ノ二八ノ一

宮沢信子外百二名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二六八号 平成十二年四月二十一日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台七ノ七ノ一

〇 高橋政人外百二十八名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二六九号 平成十二年四月二十一日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島市国府町中四九九ノ五田

中いく子外八名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二七五号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 熊本県玉名市伊倉南方一、二四五

土田マツエ外八十八名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二七六号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 兵庫県三田市武庫が丘二ノ一四ノ

二 前川博外百九名

紹介議員 前川 忠夫君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二七七号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町北野田三三七

ノ五 末光美恵子外百二名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二七八号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島県三好郡山城町光兼六三五ノ

五 根家菊子外百七名

紹介議員 加藤 修一君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二七九号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島市不動本町二ノ六四ノ一

佐々木賢治外七名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二八〇号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島市蔵本町二ノ二四 熊本知外

六名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二八一号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 札幌市中央区大通東一ノ二四ノ

三〇五 松本孝子外十九名

紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二八二号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二八三号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島市西區山田新町二ノ一九ノ一

六 加藤陽祐外百名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二八四号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島市国府町南岩延八九二ノ五

宮本武士外百七名

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二九二号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島市南矢三町三ノ五ノ三三ノ一

四一 福山博貴外百六名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二二九三号 平成十二年四月二十四日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 札幌市西區山の手五条三ノ二ノ四

新国久男外百六名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二三〇三号 平成十二年四月二十五日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 北海道北見市川東六二ノ一 佐藤

泉外百十六名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二三〇四号 平成十二年四月二十五日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島県板野郡藍住町東中富字龍池

傍示七一一〇 大島重治外百六

名

紹介議員 但馬 久美君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第二三〇五号 平成十二年四月二十五日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島市大松町大久保一〇九 長井

修江外百十七名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一三三二二号 平成十二年四月二十六日受理

従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 千葉県柏市つくしが丘五ノ一ノ四

梅靖三外九十七名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一三二八号 平成十二年四月二十七日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願
請願者 北海道石狩市花川北二条四ノ一九
三 中村恵子外百十九名

紹介議員 菅川 健二君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願(第一三六三号)(第一三六四号)(第一三六五号)(第一三八八号)(第一三八九号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一三九〇号)

一、従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願(第一四〇〇号)(第一四〇一号)

一、国民本位の行政体制の充実等に関する請願(第一四〇八号)(第一四一三三号)(第一四一四七号)(第一四一五五号)(第一四一六六号)(第一四一七七号)(第一四一八八号)(第一四一九九号)(第一四二〇〇号)(第一四二二二号)(第一四二二三号)(第一四二四四号)(第一四二五五号)(第一四二六六号)(第一四二七七号)(第一四二八八号)(第一四二九九号)(第一四三〇〇号)(第一四三一一号)(第一四三二二号)(第一四三三三号)(第一四三三三号)(第一四三三三号)(第一四三三三号)

第一三六三三号 平成十二年四月二十八日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願
請願者 徳島県小松島市和島町宇遠見八
五ノ二〇一 大和國彦外百十八名
紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一三六四号 平成十二年四月二十八日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願
請願者 川崎市中原区今井上町四四ノ五ノ二〇二 倉辻直子外百名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一三六五号 平成十二年四月二十八日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡城山町葉山七八八ノ一 近藤光子外九十一名
紹介議員 石田 美栄君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一三八一号 平成十二年四月二十八日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島市八万町新貝五六ノ四八 西條静子外百十名
紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一三九〇号 平成十二年五月二日受理
戦争被害等に関する真相究明調査設置法(仮称)の早期制定に関する請願
請願者 石川県加賀市山代温泉北都部一ノ二
三七 畠中桂子外三百四十七名

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一四〇〇号 平成十二年五月八日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願
請願者 徳島市昭和町七ノ七ノ二 中山貴晶外十三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一四〇一号 平成十二年五月九日受理
従軍慰安婦被害者に対する公式謝罪及び賠償のための法律の早期制定に関する請願

請願者 徳島市中吉野町一ノ五五ノ五 酒井脩外七名
紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第一四〇八号 平成十二年五月十日受理
国民本位の行政体制の充実等に関する請願
請願者 広島県及三郡布野村大字上布野一、一七九ノ四 弓掛岑生外百三十一名

紹介議員 阿部 幸代君
平成十三年一月からの中央省庁再編及び独立行政法人の発足に向けた作業が現在進められている。こうした行政改革の一環として、昨年四月、政府は国家公務員の定員の二十五%削減を閣議決定し、約十三万七千人の国家公務員を削減しようとしている。こうした定員削減は本来国の責任で果たすべき行政サービスからの撤退そのものである。これによる国民の負担と犠牲は計り知れない。また、深刻な不況による雇用情勢の悪化、四月からの介護保険制度の実施及び将来に対する不安から医療・福祉の充実を求める国民世論の高まりなどを背景に、国民生活を改善するための対策が求められている。しかし、現実には医療・年金等の社会保障制度の後退により国民負担が増す一方

で、大型開発公共事業を重視した景気対策のため国の借金が増え続けている。大型開発重視及び大企業中心の行政から国民生活の安全及び安定を優先する政策への転換が必要となっている。

ついては、二十一世紀に向けて国民が安心して生活できる豊かな社会をつくるため、次の事項について実現を図らなければならない。

一、行政サービスの切捨て又は後退をもたらす国家公務員の定員の二十五%削減を強行しないこと。また、国立病院及び療養所の廃止又は民営化並びに国立大学の独立行政法人化を取りやめること。さらに、国民生活に関係する行政実施部門の民間委託又は民営化をやめ、国が直接行うことを原則とすること。

二、行政機関の職員に関する法律の改正に当たっては、行政需要に十分対応できる人員を確保するとともに、国民の行政ニーズに対し適切にこたえる定員配置を可能とすること。また、一般職員と同様の仕事に従事し、行政の現場を支えている非常勤職員など多数の定員外職員の定員化を進めること。

三、深刻な雇用不安を解消し、医療・介護・福祉・教育・防災など国民生活の基盤を支えるための行政体制を早急に拡充すること。また、安全及び環境を守るため、必要な規制及び監視体制を国の責任により強化するとともに、迅速な紛争処理等のために司法体制について人的及び物的両面において整備・強化を進めること。

第一四一三三号 平成十二年五月十一日受理
国民本位の行政体制の充実等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市若狭四ノ二、五〇五ノ六 黛一子外百二十七名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四一四号 平成十二年五月十一日受理
国民本位の行政体制の充実等に関する請願

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四一四号 平成十二年五月十一日受理
国民本位の行政体制の充実等に関する請願

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

請願者 東京都千代田区六番町一 加藤清

也外百二十七名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四一五号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 福島市渡利字中江町三四 菅原一

志外百二十七名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四一六号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 熊本市西原一ノ二ノ一 野口和

洋外百二十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四一七号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市一、五五〇ノ六

清水新二外百二十八名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四一八号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 茨城県猿島郡境町長井戸一、六八

八 田村よし子外百二十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四一九号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 茨城県新治郡玉里村下玉里四五六

松崎憲治外百二十八名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四二〇号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 長崎県大村市乾馬場町八三八 山

口正勝外百二十八名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四二二号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 千葉県船橋市二宮一ノ四一ノ七

藤原千代子外百二十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四二二号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 新潟県加茂市大字下条甲七四九ノ

四 小林一弘外百二十八名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四二三号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 山梨県甲府市緑が丘一ノ一〇ノ一

河野良次外百二十八名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四二四号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡栗橋町北二ノ一九

ノ一 角野英雄外百二十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四二五号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 栃木県足利市田中町六六一ノ三

笠原治夫外百二十八名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四二六号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 兵庫県姫路市広畑区正門通四ノ八

木下隆司外百二十八名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四二七号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一三三〇二一 西園

裕介外百二十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四二八号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 山形県米沢市金池三ノ一ノ三九

板垣緑外百二十八名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四二九号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 愛知県海部郡蟹江町本町九ノ一

〇 草雅子外百二十八名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四三〇号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 広島市中区上八丁堀六ノ三〇 沼

田淑恵外百二十八名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四三一号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 札幌市北区北八条西二ノ一ノ一

大磯秀明外百二十八名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四三二号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 山口県徳山市桜木一ノ七ノ二〇

岩本利彦外百二十八名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四三三号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 長野市西和田四二八〇一 芦沢宏

明外百二十八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四三四号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 鹿児島県大島郡天城町浅間一ノ一

石原康広外百二十八名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一四三五号 平成十二年五月十一日受理

国民本位の行政体制の充実に関する請願

請願者 宮城県柴田郡柴田町船岡字新野竹

内二〇五 寺島万里子外百二十八

名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

五月二十二日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に對する特別障害給付金等の支給に関する法律案(今井澄君外二名発議)
- 二、平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に對する弔慰金等の支給に関する法律案(衆)

平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に對する特別障害給付金等の支給に関する法律案
平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に對する特別障害給付金等の支給に関する法律案

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 特別障害給付金(第六条—第十九条)
- 第三章 特別遺族給付金(第二十条—第二十五条)

第四章 雜則(第二十六条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、平和条約国籍離脱者等である戦傷病者及び戦没者等の遺族が置かれている状況にかんがみ、人道的精神に基づき、これらの者に対する特別障害給付金等の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(平和条約国籍離脱者等)

第二条 この法律において「平和条約国籍離脱者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。次号及び第三号において「出入国管理特例法」という。)第二条第一項に規定する平和条約国籍離脱者
- 二 出入国管理特例法第二条第二項に規定する平和条約国籍離脱者の子孫
- 三 帰化により日本の国籍を取得し引き続き日本国籍を有する者であつて、当該帰化をした時において前二号に掲げる者(当該帰化を

した時が出入国管理特例法の施行前であつたときは、当該帰化をしなかつたとしたならば出入国管理特例法の施行により前二号に掲げる者となつたであらうと認められる者であつたもの

四 前二号に掲げる者に準ずる事情にある者として政令で定める者

(旧軍人軍属等)

第三条 この法律において「旧軍人軍属等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号。次条第一項第一号において「改正前の恩給法」という。)第十九条に規定する軍人、準軍人その他元の陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者(戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件(明治三十八年勅令第四十三号)に規定する文官を含む。次条第一項第一号及び第五号第一項において「旧軍人」という。)
- 二 元の陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鍼員(死亡した後において、死亡の際にさかのほつてこれらの身分を取得した者及び第十号に掲げる者を除く。)
- 三 旧国家総動員法(昭和十三年法律第五十五号。旧関東州国家総動員令(昭和十四年勅令第六百九号)を含む。)に基づいて設立された船舶運管会の運航する船舶の乗組組員

- 四 次に掲げる者
 - イ 南滿洲鉄道株式会社(南滿洲鉄道株式会社に関する件(明治三十九年勅令第四百四十二号)に基づいて設立された会社をいう。)
 - 及び次に掲げる法人の職員で、元の陸軍又は海軍の指揮監督の下に前三号に掲げる者の業務と同様の業務に専ら従事するもの

- (1) 華北交通株式会社
- (2) 華中鉄道株式会社
- (3) 滿洲航空株式会社

(4) 中華航空株式会社

(5) 滿洲海運株式会社

(6) 滿洲電信電話株式会社

(7) 華北電信電話株式会社

(8) 華中電信電話株式会社

(9) 蒙電電信設備株式会社

昭和十八年六月二十六日以後北方緊急軍土建事業に従事する勤勞挺身隊の隊員

ハ 元の海軍の指揮監督の下に防空、洋上監視等の軍事任務に従事する漁船の船員

ニ イからハまでに掲げる者と同視すべき者として内閣総理大臣が指定する者

五 旧国家総動員法第四条若しくは第五条(旧南洋群島における国家総動員に関する件(昭和十三年勅令第三百十七号)及び旧関東州国家総動員令においてよる場合を含む。)の規定に基づく被徵用者若しくは総動員業務の協力者(第二号に該当する者であつて次条第一項第二号に掲げる期間内にあるもの及び第三号に該当する者であつて同項第三号に掲げる期間内にあるものを除く。)

又は総動員業務の協力者と同様の事情の下に昭和十六年十二月八日以後中国(元の関東州及び台湾を除く。)

において総動員業務と同様の業務につき協力中の者

六 元の陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者

七 昭和二十年三月二十三日の閣議決定国民政義勇隊組織に関する件に基づいて組織された国民政義勇隊の隊員

八 昭和十四年十二月二十二日の閣議決定滿洲開拓民に関する根本方策に関する件に基づいて組織された滿洲開拓青年義勇隊の隊員(昭和十二年十一月三十日の閣議決定滿洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された滿洲青年移民を含む。)

又は当該滿洲開拓青年義勇隊の隊員としての訓練を修了して集團開拓農民となつた者により構成された義勇隊開拓団の団員(当該滿洲開拓青年義勇隊

の隊員でなかつた者を除く。)

九 旧特別未帰還者給与方法(昭和二十三年法律第二百七十九号)第一条に規定する特別未帰還者

十 事変地又は戦地に準ずる地域における勤務(元の陸軍又は海軍部内の官衙又は特務機關における勤務を除く。)

に従事する元の陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鍼員

十一 旧防空法(昭和十二年法律第四十七号)第六条第一項若しくは第二項(旧関東州防空令(昭和十二年勅令第七百二十八号)及び旧南洋群島防空令(昭和十九年勅令第六十六号)においてよる場合を含む。)

の規定により防空の実施に従事する者又は同法第六条ノ二第一項(旧関東州防空令及び旧南洋群島防空令においてよる場合を含む。)

の指定を受けた者(第三号に掲げる者を除く。)

2 前項第一号又は第二号に掲げる者は、陸軍及び海軍の廃止後も、未復員の状態にある限り、同項第一号又は第二号に該当するものとみなし、同項第四号に掲げる者で、同号に規定する勤務に就いていたことにより昭和二十年九月二日以後引き続き海外において抑留されていたものは、その抑留されていた間に限り、同号に該当するものとみなす。

3 第一項第八号に掲げる者で、昭和二十年九月二日において海外にあつたものは、同日以後引き続き海外にある限り、同号に該当するものとみなす。

4 第一項第十号に規定する事変地又は戦地に準ずる地域の区域及びその区域が事変地又は戦地に準ずる地域であつた期間は、政令で定める。(在職期間)

第四条 この法律において「在職期間」とは、次に掲げる期間をいう。

一 旧軍人については、改正前の恩給法の規定による就職から退職(復員を含む。)

までの期間(元の陸軍の見習士官又は元の海軍の候

補少尉又は候少佐に至るまでの期間)

の期間

二 元の特務機關の職員については、元の特務機關に在職した期間

三 元の特務機關の職員又は元の特務機關の職員に準ずる者については、元の特務機關に在職した期間

四 元の特務機關の職員又は元の特務機關の職員に準ずる者については、元の特務機關に在職した期間

五 元の特務機關の職員又は元の特務機關の職員に準ずる者については、元の特務機關に在職した期間

六 元の特務機關の職員又は元の特務機關の職員に準ずる者については、元の特務機關に在職した期間

七 元の特務機關の職員又は元の特務機關の職員に準ずる者については、元の特務機關に在職した期間

八 元の特務機關の職員又は元の特務機關の職員に準ずる者については、元の特務機關に在職した期間

九 元の特務機關の職員又は元の特務機關の職員に準ずる者については、元の特務機關に在職した期間

十 元の特務機關の職員又は元の特務機關の職員に準ずる者については、元の特務機關に在職した期間

十一 元の特務機關の職員又は元の特務機關の職員に準ずる者については、元の特務機關に在職した期間

補生若しくは見習尉官の身分を有していた期間を含む。

二 前条第一項第二号に掲げる者については、昭和十二年七月七日以後、事変地又は戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって復員するまでの期間

三 前条第一項第三号に掲げる者については、昭和十七年四月一日以後船舶運営会の運航する船舶に乗り組み戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって掃蕩するまでの期間

四 前条第一項第四号に掲げる者については、昭和十二年七月七日以後期間を定めず、又は一箇月以上の期間を定めて事変地又は戦地における同号に規定する勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び当該勤務に就いてきたことにより昭和二十年九月二日以後引き続き海外において抑留されていた期間（次条第五項第二号において「抑留期間」という。）

2 前項第二号から第四号までに規定する事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であった期間は、政令で定める。
(公務傷病の範囲)

第五条 旧軍人が負傷し、又は疾病にかかった場合において、恩給法の規定により当該負傷又は疾病を公務によるものとみなすとき、及び旧軍人たる特別の事情に関連して不慮の災難により負傷し、又は疾病にかかり、内閣総理大臣が公務による負傷又は疾病と同視すべきものと認めるときは、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。

2 第三条第一項第一号から第四号までに掲げる者（以下「旧軍人軍属」という。）が、昭和十二年七月七日以後事変地又は戦地における在職期間内に負傷し、又は疾病にかかった場合にお

いて、故意又は重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかったことが明らかでないときは、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。

3 旧軍人軍属（第三条第一項第四号に掲げる者を除く。）が、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあって復員（掃蕩を含む。次項及び第六項第一号口において同じ。）するまでの間に、自己の責めに帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかった場合において、内閣総理大臣が公務上負傷し、又は疾病にかかったものと同視することを相当と認めるときは、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。

4 旧軍人軍属が、昭和二十年九月二日以後海外から復員し、その後遅滞なく帰郷する場合に、その帰郷のための旅行中において、自己の責めに帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかったときは、旧軍人軍属が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。

5 次の各号に規定する者が当該各号に該当した場合に、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。
一 第三条第一項第三号又は第四号に掲げる者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合
二 第三条第二項の規定により同条第一項第四号に該当するものとみなされる者が抑留期間内に自己の責めに帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかった場合において、内閣総理大臣が業務上負傷し、又は疾病にかかったものと同視することを相当と認めるとき。

三 第三条第一項第五号、第七号若しくは第十号に掲げる者が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は同項第八号に掲げる者が昭和二十年八月九日前に軍事に關し業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは同日以後に業務上負傷し、若しくは疾病にかかった

場合
四 第三条第一項第六号に掲げる者が当該戦闘に基づき負傷し、又は疾病にかかった場合
五 第三条第三項の規定により同条第一項第八号に該当するものとみなされる者又は同項第九号に掲げる者が自己の責めに帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかった場合において、内閣総理大臣が前各号に規定する場合と同視することを相当と認めるとき。

6 旧軍人軍属等の次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなす。
一 旧軍人軍属の在職期間（旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）第七条に規定する元の陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。）内の次に掲げる負傷又は疾病
イ 昭和十二年七月七日以後の本邦その他の政令で定める地域（第二項に規定する事変地及び戦地を除く。）における事変に關する勤務又は戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病（元の陸軍又は海軍部内の官衙又は特務機関における勤務で兵及び管内に居住すべき下士官の当該勤務以外のものに關連する負傷又は疾病を除く。）
ロ 昭和二十年九月二日以後引き続き勤務していた期間又は引き続き海外にあって復員するまでの間に關する負傷又は疾病で内閣総理大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるとき。

7 第二項に規定する事変地又は戦地の区域及び

二 第三条第一項第五号から第十一号までに掲げる者のそれぞれの勤務（同項第五号に掲げる者の非現業の官公署における勤務及び同項第八号に掲げる者の昭和二十年八月九日以前における軍事に關する業務以外の業務に關する勤務を除く。）に關連する負傷又は疾病

その区域が事変地又は戦地であった期間は、政令で定める。

第二章 特別障害給付金
(特別障害給付金の支給及び裁定)
第六条 旧軍人軍属等であつた者が、昭和十二年七月七日以後（旧軍人軍属であつた者にあつては、同日以後の在職期間内）に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病により、平成十二年七月一日において恩給法別表第一号表ノ二及び別表第一号表ノ三に定める程度の障害の状態にある場合又は同月二日以後において当該程度の障害の状態になつた場合であつて、かつ、その者が平和条約國籍離脱者である場合には、その者にその障害の程度に応じて年金たる特別障害給付金を支給する。

2 前項の規定により年金たる特別障害給付金を受けるべき者であつて、その障害の程度が恩給法別表第一号表ノ三に定める程度であるものに対しては、前項の規定にかかわらず、その者の請求により、その障害の程度に応じて一時金たる特別障害給付金を支給し、年金たる特別障害給付金を支給しないものとする事ができる。

3 特別障害給付金を受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。
(特別障害給付金の額)
第七条 特別障害給付金の額については、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号。以下「援護法」という。）第八條及び第八條の二の規定を準用する。この場合において、援護法第八條第四項中「厚生大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、援護法第八條の二第一項及び第三項中「第七條第三項から第七項まで又は第十項から第十二項までの規定」とあるのは「平和条約國籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に關する法律第五條第六項の規定により公務上の負傷又は疾病とみなされた当該負傷又は疾病による障害に關し同法第六條第一項の規定」と読み替へる

その区域が事変地又は戦地であった期間は、政令で定める。

その区域が事変地又は戦地であった期間は、政令で定める。

ものとする。

(年金たる特別障害給付金の併給の調整)

第八条 年金たる特別障害給付金を受ける権利を有する者に対して更に年金たる特別障害給付金を支給すべき事由が生じたときは、その者に前後の障害を併合した障害の程度による年金たる特別障害給付金を支給する。

2 年金たる特別障害給付金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による年金たる特別障害給付金を受ける権利を取得したときは、従前の年金たる特別障害給付金を受ける権利は、消滅する。

3 第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による年金たる特別障害給付金を受ける権利を取得した者については、第六条第二項の規定を適用しない。

4 第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による年金たる特別障害給付金の額については、援護法第八条の三第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「第八条第一項又は前条第一項」とあるのは「平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律第七条において準用する第八条第一項又は前条第一項」と、「第八条第一項」とあるのは「同法第七条において準用する第八条第一項」と、「厚生省令」とあるのは「総理府令」と、同条第五項中「第八条第二項から第六項まで」とあるのは「平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律第七条において準用する第八条第二項から第六項まで」と読み替えるものとする。

第九条 内閣総理大臣は、年金たる特別障害給付金を受ける権利の裁定を行うに当たって、将来、その障害が回復し、又はその程度が低下することがあると認めるときは、年金たる特別障害給付金を受ける権利に五年以内の期限を付することができる。

2 前項の期限の到来前六月前までに障害が回復しない者で、その障害の程度がなお第六条第一項に規定する程度であるものには、引き続き相当の年金たる特別障害給付金を支給する。この場合においては、更に前項の規定を適用することを妨げない。

(年金たる特別障害給付金の額の改定)
第十条 内閣総理大臣は、年金たる特別障害給付金の支給を受けている者の障害の程度が増進し、又は低下した場合においては、その程度に応じて当該年金たる特別障害給付金の額を改定する。

2 障害の程度が増進したことによる年金たる特別障害給付金の額の改定は、当該年金たる特別障害給付金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

(特別障害給付金の支給を受けることができな
い者)
第十一条 次に掲げる者には、特別障害給付金を支給しない。
一 重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかり、これにより第六条第一項に規定する程度の障害の状態になつた者
二 その障害に関し、恩給法、援護法その他の法令により、年金たる恩給(給与期間が日本国との平和条約の最初の効力発生の日の属する月分以前のものを除く。第十六条及び第二十四条第四号において同じ)、障害年金、障害一時金その他これらに相当する給付として政令で定めるものを受け、又は受けたことがある者

(特別障害給付金の控除)
第十二条 その障害に関し政令で定める一時金たる給付(前条第二号に規定する障害一時金その他これに相当する給付として政令で定めるものを除く)を受けた者が、同一の事由によつて特別障害給付金の支給を受ける場合においては、政令の定めるところにより、その者に支給する特別障害給付金の額から、既に受けた当該

一時金たる給付の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

(年金たる特別障害給付金の始期及び終期)
第十三条 年金たる特別障害給付金の支給は、平成十二年七月(同月二日以後において第六条第一項に規定する程度の障害の状態になつた者に支給するものについては、内閣総理大臣が裁定をした日の属する月の翌月以前において内閣総理大臣が定める月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 第十条第一項の規定により、年金たる特別障害給付金の額を改定した場合において、改定された額による年金たる特別障害給付金の支給は、当該改定をした日の属する月の翌月以前において内閣総理大臣が定める月から始める。

(年金たる特別障害給付金を受ける権利の消滅)
第十四条 年金たる特別障害給付金を受ける権利を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該年金たる特別障害給付金を受ける権利は、消滅する。
一 死亡したとき。
二 平和条約国籍離脱者等でなくなつたとき。
三 内閣総理大臣によつて第六条第一項に規定する程度の障害の状態がなくなつたものと認定されたとき。

(年金たる特別障害給付金の支給停止)
第十五条 年金たる特別障害給付金を受ける権利を有する者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき年金たる特別障害給付金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、取消しの日の属する月の翌月から、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき年金たる特別障害給付

金の支給を停止する。

3 禁錮以上の刑に処せられた者が、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる前に年金たる特別障害給付金を受ける権利を有するに至つたときは、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき年金たる特別障害給付金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。
(他の法令による給付との調整)
第十六条 年金たる特別障害給付金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令(外国の法令を含む。第二十四条第四号において同じ)により、年金たる特別障害給付金に相当する給付として政令で定める年金たる給付(第十一条第二号に規定する年金たる恩給、障害年金その他これらに相当する給付として政令で定めるものを除く)を受け、又は受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき年金たる特別障害給付金の支給を停止する。ただし、年金たる特別障害給付金の額が当該年金たる給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(特別障害給付金を受ける権利の承継)
第十七条 特別障害給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき特別障害給付金であつて、その者の死亡前に支給してないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別障害給付金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に特別障害給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別障害給付金を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位相続人が数

人あるときは、その一人のした特別障害給付金の請求又はその支給の請求は、全員のためその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別障害給付金を受ける権利の裁定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。
(年金たる特別障害給付金の支給期月)

第十八条 年金たる特別障害給付金は、政令で定める期月に、それぞれその前月分までを支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった年金たる特別障害給付金又は年金たる特別障害給付金を受ける権利を有する者がその権利を失った場合におけるその期の年金たる特別障害給付金は、支給期月でない時期においても、支給する。

2 前項本文に規定する期月のうち、政令で定める期月に支給すべき年金たる特別障害給付金は、これを受ける権利を有する者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支給する。
(支給権調査)

第十九条 内閣総理大臣は、年金たる特別障害給付金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に関してその者に必要な書類の提出を命ずることが出来る。

2 内閣総理大臣は、年金たる特別障害給付金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることが出来る。

3 内閣総理大臣は、正当な理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、年金たる特別障害給付金の支給を一時差し止めることができる。

第三章 特別遺族給付金

(特別遺族給付金の支給及び裁定)

第二十条 次に掲げる遺族であつて、かつ、平成十二年七月一日において平和条約国籍離脱者等であるものには、特別遺族給付金を支給する。

一 旧軍人軍属等又は旧軍人軍属であつた者で、昭和十二年七月七日以後(旧軍人軍属にあつては、同日以後の在職期間内。第五号において同じ。)に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日から平成十二年六月三十日までの間に死亡したものの(昭和十六年十二月八日以前に死亡したものが、昭和二十年九月一日以後において認定された者を含む。)の遺族

二 日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁され、当該拘禁中に死亡した者(前号に規定する旧軍人軍属等を除き、内閣総理大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認める者に限る。)の遺族

三 旧軍人軍属又は旧軍人軍属であつた者で、今次の終戦に関連する非常事態に当たり、旧軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡したもの(内閣総理大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めるものに限る。)の遺族

四 旧軍人軍属又は旧軍人軍属であつた者で、第五條第二項に規定する事変地若しくは戦地又は当該戦地であつた地域における在職期間内の行為に関連して当該地域において死亡したもの(当該死亡が大赦令(昭和二十年勅令第五百七十九号)第一条各号、大赦令(昭和二十一年勅令第五百一十一号)第一条各号及び大赦令(昭和二十七年政令第十七号)第一条各号に掲げる罪以外の罪に当たる行為に関連するものであることが明らかでない)と内閣総理大臣が認めるものに限る。)の遺族

五 旧軍人軍属等又は旧軍人軍属等であつた者で、昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以外の事由により、昭和十六年十二月八日から平成十二年六月三十日までの間に死亡し、かつ、死亡の日において当該負傷又は疾病により恩給別表第一号表ノ二に定める程度の障害の

状態にあつたもの(重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態になつた者を除く。)の遺族

2 特別遺族給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。
(遺族の範囲)

第二十一条 特別遺族給付金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条第一項第一号及び第十号において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。)とする。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が生じたときは、その子は、死亡した者の死亡の当時における子とみなす。
(遺族の順位)

第二十二條 特別遺族給付金を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。この場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者(死亡した者の死亡の日以後平成十二年六月三十日以前に、前条第一項に規定する遺族(以下この項において「遺族」という)以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。)

二 子(平成十二年七月一日において遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

三 父母

四 孫(平成十二年七月一日において遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(平成十二年七月一日において遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除かれていない子

八 第四号において同号の順位から除かれていない孫

九 第六号において同号の順位から除かれていない兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれていない配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族で死亡した者の葬祭を行ったもの

十二 前各号に掲げる者以外の遺族

2 前項の規定により特別遺族給付金を受けるべき順位にある遺族が、平成十二年七月一日以後引き続き一年以上生死不明の場合において、同順位者がないときは、次順位者の申請により、当該次順位者(当該次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を特別遺族給付金を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。
(特別遺族給付金の額)

第二十三條 特別遺族給付金の額は、死亡した者一人につき三百万円とする。

(特別遺族給付金の支給を受けることができる者)

第二十四條 次に掲げる遺族には、特別遺族給付金を支給しない。

一 重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二 死亡した者の死亡の日以後平成十二年六月三十日以前に離縁によつて死亡した者との親族関係が終了した遺族

三 禁錮以上の刑に処せられ、平成十二年七月一日においてその刑の執行を終わらなかつた遺族(刑の執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないもの

を除く。）

四 遺族のうち、死亡した者の死亡に関し、恩給法、授護法その他の法令により、年金たる恩給、遺族年金その他これらに相当する給付又は特別遺族給付金に相当する給付として政令で定めるものを受けることができる者又は受けたことがある者が遺族

(準用規定)

第二十五条 第十七条第三項の規定は、特別遺族給付金を受けるべき同順位遺族が数人ある場合において、同条第二項及び第三項の規定は、特別遺族給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ特別遺族給付金の請求又はその権利の裁定について準用する。

第四章 雑則

(異議申立期間等)

第二十六条 年金たる特別障害給付金、一時金たる特別障害給付金又は特別遺族給付金(以下「年金たる特別障害給付金等」という。)に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

3 第一項に規定する処分についての異議申立書又は審査請求書は、異議申立人又は審査請求人の住所地の都道府県知事を経由して提出することができる。

(時効の中断)

第二十七条 前条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(時効)

第二十八条 年金たる特別障害給付金等を受ける権利は、五年間行わなるときは、時効によって消滅する。
(讓渡又は担保の禁止)

第二十九条 年金たる特別障害給付金等を受ける権利は、讓渡し、又は担保に供することができない。ただし、国民生活金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。

(差押えの禁止)

第三十条 年金たる特別障害給付金等を受ける権利は、差し押さえることができない。

(非課税)

第三十一条 租税その他の公課は、年金たる特別障害給付金等を標準として、課することができない。

(都道府県が処理する事務)

第三十二条 この法律に定める内閣総理大臣の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 前項の政令においては、同項の規定に基づいてされる処分につき、異議申立てをすることができる旨及び審査請求をすべき期間について必要な規定を設けることができる。

(事務の区分)

第三十三条 第二十六条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令及び総理府令への委任)

第三十四条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、年金たる特別障害給付金等に係る請求又は申請の経由及び年金たる特別障害給付金等の支払方法に関し必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は総理府令で定める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)
第二条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律(平成十二年法律第 号)	第二十六条第三項の規定により都道府県が処理することとされる法律(平成十二年法律第 号)
---	---

(総理府設置法の一部改正)

第三条 総理府設置法(昭和二十四年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。
第四条第五号の二の次に次の一号を加える。
五の三 平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律(平成十二年法律第 号)の施行に關すること。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第四条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律(平成十二年法律第 号)第六条第一項に規定する年金たる特別障害給付金

付金
第二条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第八十九号の次に次の一号を加える。
八十九の二 平和条約国籍離脱者等である戦

傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律(平成十二年法律第 号)
第六条第一項又は第二項の規定による特別障害給付金及び同法第二十条第一項の規定による特別遺族給付金に關すること。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第六条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
第六章中第二百九十四条の次に次の一条を加える。

(平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律の一部改正)

第二百九十四条の二 平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に關する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。
本則中「内閣総理大臣」を「総務大臣」に、「総理府令」を「総務省令」に改める。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、初年度約十六億一千万円の見込みである。

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、人道的精神に基づき、平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

(平和条約国籍離脱者等)

第二条 この法律において「平和条約国籍離脱者」とは、次に掲げる者をいう。
一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法

(平成三年法律第七十一号。以下「出入国管理特例法」という。) 第二条第一項に規定する平和条約国籍離脱者

二 出入国管理特例法第二条第二項に規定する平和条約国籍離脱者の子孫

三 帰化により日本の国籍を取得し引き続き日本国籍を有する者であつて、当該帰化をした時において前二号に掲げる者(当該帰化をした時が出入国管理特例法の施行前であつたときは、当該帰化をしなかつたとしたならば出入国管理特例法の施行により前二号に掲げる者となつたであらうと認められる者)であつたもの

(旧軍人軍属等)

第三条 この法律において「旧軍人軍属等」とは、次に掲げる者をいう。

一 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号。以下「改正前の恩給法」という。)第十九条に規定する軍人、準軍人その他元の陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者(戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件(明治三十八年勅令第四十三号)に規定する文官を含む。以下「旧軍人」という。)

二 元の陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員(死亡した後において、死亡の際にさかのほつてこれらの身分を取得した者及び第十号に掲げる者を除く。)

三 旧国家総動員法(昭和十三年法律第五十五号。旧関東州国家総動員令(昭和十四年勅令第六百九号)を含む。)に基づいて設立された船舶運管会の運航する船舶の乗組船員

四 次に掲げる者

イ 南滿洲鉄道株式会社(南滿洲鉄道株式会社に関する件(明治三十九年勅令第四百十二号)に基づいて設立された会社をいう。)

は海軍の指揮監督の下に前三号に掲げる者の業務と同様の業務に専ら従事するもの

(1) 華北交通株式会社

(2) 華中鉄道株式会社

(3) 滿洲航空株式会社

(4) 中華航空株式会社

(5) 滿洲海運株式会社

(6) 滿洲電信電話株式会社

(7) 華北電信電話株式会社

(8) 華中電信電話株式会社

(9) 蒙疆電気通信設備株式会社

ロ 昭和十八年六月二十六日以後北方緊急軍土建事業に従事中の勤勞挺身隊の隊員

ハ 元の海軍の指揮監督の下に防空、洋上監視等の軍事任務に従事中の漁船の船員

ニ イからハまでに掲げる者と同視すべき者として総務大臣が指定する者

五 旧国家総動員法第四条若しくは第五条(旧南洋群島における国家総動員に関する件(昭和十三年勅令第三百七十七号)及び旧関東州国家総動員令においてよる場合を含む。)の規定に基づく被徵用者若しくは総動員業務の協力者(第二号に該当する者であつて次条第一項第二号に掲げる期間内にあるもの及び第三号に該当する者であつて同項第三号に掲げる期間内にあるものを除く。)

六 元の陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者

七 昭和二十年三月二十三日の閣議決定(国民義勇隊組織に関する件)に基づいて組織された国民義勇隊の隊員

八 昭和十四年十二月二十二日の閣議決定(滿洲開拓民に関する根本方策に関する件)に基づいて組織された滿洲開拓青年義勇隊の隊員(昭和十二年十一月三十日の閣議決定(滿洲)に対する

青年移民送出に関する件)に基づいて実施された滿洲青年移民を含む。又は当該滿洲開拓青年義勇隊の隊員としての訓練を修了して集団開拓農民となつた者により構成された義勇隊開拓団の団員(当該滿洲開拓青年義勇隊の隊員でなかつた者を除く。)

九 旧特別未帰還者給付法(昭和二十三年法律第二百七十九号)第一条に規定する特別未帰還者

十 事変地又は戦地に準ずる地域における勤務(元の陸軍又は海軍部内の官衙又は特務機関における勤務を除く。)に従事する元の陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員

十一 旧防空法(昭和十二年法律第四十七号)第六条第一項若しくは第二項(旧関東州防空令(昭和十二年勅令第七百二十八号)及び旧南洋群島防空令(昭和十九年勅令第六十八号)においてよる場合を含む。)の規定により防空の実施に従事する者又は同法第六条ノ二第一項(旧関東州防空令及び旧南洋群島防空令においてよる場合を含む。)の指定を受けた者(第三号に掲げる者を除く。)

十二 前項第一号又は第二号に掲げる者は、陸軍及び海軍の廃止後も、未復員の状態にある限り、同項第一号又は第二号に該当するものとみなし、同項第四号に掲げる者で、同号に規定する勤務に就いていたことにより昭和二十年九月二日以後引き続き海外において抑留されていたものは、その抑留されていた間に限り、同号に該当するものとみなす。

十三 第一項第八号に掲げる者で、昭和二十年九月二日において海外にあつたものは、同日以後引き続き海外にある限り、同号に該当するものとみなす。

十四 第一項第十号に規定する事変地又は戦地に準ずる地域の区域及びその区域が事変地又は戦地に準ずる地域であつた期間は、政令で定める。(在職期間)

第四条 この法律において「在職期間」とは、次に掲げる期間をいう。

一 旧軍人については、改正前の恩給法の規定による就職から退職(復員を含む。)までの期間(元の陸軍の見習士官又は元の海軍の候補生若しくは見習尉官の身分を有していた期間を含む。)

二 前条第一項第二号に掲げる者については、昭和十二年七月七日以後、事変地又は戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員するまでの期間

三 前条第一項第三号に掲げる者については、昭和十七年四月一日以後船舶運管会の運航する船舶に乗り組み戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて帰還するまでの期間

四 前条第一項第四号に掲げる者については、昭和十二年七月七日以後期間を定めないうで、又は一箇月以上の期間を定めて事変地又は戦地における同号に規定する勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び当該勤務に就いていたことにより昭和二十年九月二日以後引き続き海外において抑留されていた期間(以下「抑留期間」という。)

五 前項第二号から第四号までに規定する事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であつた期間は、政令で定める。(公務傷病の範囲)

第五条 旧軍人が負傷し、又は疾病にかつた場合において、恩給法の規定により当該負傷又は疾病を公務によるものとみなすとき、及び旧軍人たる特別の事情に関連して不慮の災難により負傷し、又は疾病にかかり、総務大臣が公務による負傷又は疾病と同視すべきものと認めたとときは、公務上負傷し、又は疾病にかつたものとみなす。

2 第三条第一項第一号から第四号までに掲げる者（以下「旧軍人軍属」という。）が、昭和十二年七月七日以後事変地又は戦地における在職期間内に負傷し、又は疾病にかかった場合において、故意又は重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかったことが明らかでないときは、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。

3 旧軍人軍属（第三条第一項第四号に掲げる者を除く。）が、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて復員（帰還を含む。以下同じ。）するまでの間に、自己の責めに帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかった場合において、総務大臣が公務上負傷し、又は疾病にかかったものと同視することを相当と認めたとときは、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。

4 旧軍人軍属が、昭和二十年九月二日以後海外から復員し、その後滞留なく帰郷する場合に、その帰郷のための旅行中において、自己の責めに帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかったときは、旧軍人軍属が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。

5 次の各号に規定する者が当該各号に該当した場合においては、公務上負傷し、又は疾病にかかったものとみなす。
一 第三条第一項第三号又は第四号に掲げる者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合
二 第三条第二項の規定により同条第一項第四号に該当するものとみなされる者が抑留期間内に自己の責めに帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかった場合において、総務大臣が業務上負傷し、又は疾病にかかったものと同視することを相当と認めたととき。

三 第三条第一項第五号、第七号若しくは第十号に掲げる者が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は同項第八号に掲げる者が昭和二十年八月九日前に軍事に關し業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは同日以後に業務上負傷し、若しくは疾病にかかった場合
四 第三条第一項第六号に掲げる者が当該戦闘に基づき負傷し、又は疾病にかかった場合
五 第三条第三項の規定により同条第一項第八号に掲げる者が自己の責めに帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかった場合において、総務大臣が前各号に規定する場合と同視することを相当と認めたととき。

和二十年八月九日前に軍事に關し業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは同日以後に業務上負傷し、若しくは疾病にかかった場合
四 第三条第一項第六号に掲げる者が当該戦闘に基づき負傷し、又は疾病にかかった場合
五 第三条第三項の規定により同条第一項第八号に掲げる者が自己の責めに帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかった場合において、総務大臣が前各号に規定する場合と同視することを相当と認めたととき。

6 旧軍人軍属等の次に掲げる負傷又は疾病で、公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなす。
一 旧軍人軍属の在職期間（旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）第七条に規定する元の陸軍又は海軍の学生生徒については、それらの身分を有していた期間を含む。）内の次に掲げる負傷又は疾病
イ 昭和十二年七月七日以後の本邦その他の政令で定める地域（第二項に規定する事変地及び戦地を除く。）における事変に關する勤務又は戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病（元の陸軍又は海軍部内の官衙又は特務機関における勤務で兵及び営内に居住すべき下士官の当該勤務以外のものに關連する負傷又は疾病を除く。）
ロ 昭和二十年九月二日以後引き続き勤務していた期間又は引き続き海外にあつて復員するまでの間における負傷又は疾病で総務大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるときのもの

二 第三条第一項第五号から第十一号までに掲げる者の非現業の官公署における勤務及び同項第八号に掲げる者の昭和二十年八月九日前に掲げる軍事に關する業務以外の業務に關する

勤務を除く。）に關連する負傷又は疾病
7 第二項に規定する事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であつた期間は、政令で定める。
（戦没者等の遺族）
第六条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、次に掲げる者をいう。
一 昭和十二年七月七日以後（旧軍人軍属に於ては、同日以後の在職期間内）に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に死亡した旧軍人軍属等又は旧軍人軍属等であつた者（昭和十六年十二月八日以前に死亡した者が、昭和二十年九月二日以後において認定された者を含む。）の遺族
二 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁され、当該拘禁中に死亡した者前号に規定する旧軍人軍属等を除き、総務大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めるとに限る。）の遺族
三 旧軍人軍属又は旧軍人軍属であつた者で、今次の終戦に關連する非常事態に當たり、旧軍人軍属たる特別の事情に關連して死亡したものの（総務大臣が当該死亡を公務上の負傷又は疾病による死亡と同視することを相当と認めるとに限る。）の遺族
四 旧軍人軍属又は旧軍人軍属であつた者で、前条第二項に規定する事変地若しくは戦地又は当該戦地であつた地域における在職期間内の行為に關連して当該地域において死亡したものの（当該死亡が大赦令（昭和二十年勅令第二百五十九号）第一条各号、大赦令（昭和二十一年勅令第五百一十一号）第一条各号及び大赦令（昭和二十七年政令第百十七号）第一条各号に掲げる罪以外の罪に當たると認められるものであることが明らかでない）と総務大臣が認めるものに限る。）の遺族

（重度戦傷病者）
第七条 この法律において「重度戦傷病者」とは、旧軍人軍属等であつた者で、昭和十二年七月七日以後（旧軍人軍属に於ては、同日以後の在職期間内）に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病により、施行日において恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款に該當する程度の障害の状態にあるものをいう。
（重度戦傷病者の遺族）
第八条 この法律において「重度戦傷病者の遺族」とは、昭和十二年七月七日以後（旧軍人軍属に於ては、同日以後の在職期間内）に公務上負傷し、又は疾病にかかった旧軍人軍属等又は旧軍人軍属等であつた者（当該負傷又は疾病による障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款に該當する程度）の状態に於て、当該負傷又は疾病以外の事由により昭和十六年十二月八日から施行日の前日までの間に死亡したものの遺族をいう。
（弔慰金等の支給及び裁定）
第九条 次に掲げる者には、弔慰金を支給する。
一 戦没者等の遺族であつて施行日において平和条約締結者等に該當するもの
二 重度戦傷病者の遺族であつて施行日において平和条約締結者等に該當するもの
三 重度戦傷病者であつて施行日において平和条約締結者等に該當するものには、見舞金を支給する。

弔慰金又は見舞金及び重度戦傷病者若しくは戦後生活設計支援特別給付金（以下「弔慰金等」という。）の支給を受ける権利の裁定は、これらを受けようとする者の請求に基づいて、総務大臣が行う。
（遺族の範囲）
第十条 弔慰金の支給を受けるべき遺族の範囲

弔慰金又は見舞金及び重度戦傷病者若しくは戦後生活設計支援特別給付金（以下「弔慰金等」という。）の支給を受ける権利の裁定は、これらを受けようとする者の請求に基づいて、総務大臣が行う。
（遺族の範囲）
第十条 弔慰金の支給を受けるべき遺族の範囲

は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子（死亡した者の死亡の当時胎児であった子を含む）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とする。

（遺族の順位等）

第十一条 弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。この場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 一 配偶者（死亡した者の死亡の日以後施行日の前日以前に、前条に規定する遺族（以下この項において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）
- 二 子（施行日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
- 三 父母
- 四 孫（施行日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
- 五 祖父母
- 六 兄弟姉妹（施行日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
- 七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子
- 八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫
- 九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹
- 十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者
- 十一 前各号に掲げる者以外の遺族で死亡した

者の葬祭を行ったもの

- 十二 前各号に掲げる者以外の遺族
- 前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき順位にある遺族が、施行日以後引き続き一年以上生死不明の場合において、同順位者がなくときは、次順位者の申請により、当該次順位者（当該順位者と同順位者の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を弔慰金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。
- 弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合においては、その一人のした弔慰金の支給の請求は、全員のためにその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした弔慰金の支給を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

第十二条 弔慰金等の支給の請求は、施行日から起算して三年以内に行わなければならない。前項の期間内に弔慰金等の支給の請求をしなかつた者には、弔慰金等を支給しない。

（請求期限）

- 第十三条 弔慰金の額は、死亡した者一人につき二百六十万円とする。
- 見舞金の額は、重度戦傷病者一人につき二百万円とする。
- 重度戦傷病者老後生活設計支援特別給付金の額は、重度戦傷病者一人につき二百万円とする。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者には、弔慰金等を支給しない。

- 一 重大な過失によって負傷し、又は疾病にかつた者の遺族で、これにより第六条又は第八条に該当することとなつたもの
- 二 重大な過失によって負傷し、又は疾病にかつた者で、これにより第七条に該当することとなつたもの
- 三 死亡した者の死亡の日から施行日の前日までの間に離縁によって死亡した者との親族間

係が終了した遺族

四 禁錮以上の刑に処せられ、施行日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者（刑の執行猶予の言渡しを受けた者で施行日においてその言渡しを取り消されてないものを除く。）

弔慰金は、当該死亡した者の死亡又は第八条に規定する死亡した者の障害に関し、次の各号に掲げる給付を受けることができる者又は受けた者がある場合には、支給しない。

- 一 恩給法その他の恩給に関する法令の規定による年金たる給付（給与期間が日本国との平和条約の最初の効力発生の日の属する月分以前のものを除く。）
- 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）の規定（他の法律により準用する場合を含む。）による給付
- 三 特定弔慰金等の支給の実施に関する法律（昭和六十三年法律第三十一号）の規定による給付
- 四 弔慰金等に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令による給付
- 五 見舞金及び重度戦傷病者老後生活設計支援特別給付金は、当該重度戦傷病者が、その者の障害に関し、前項各号に掲げる給付を受けることができ、又は受けたことがある場合には、支給しない。

第十五条 弔慰金等の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に弔慰金等の支給の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の弔慰金等の支給を請求することができる。

- 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした弔慰金等の支給の請求は、全員のためにその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした弔慰金等の支給を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

のときのみならず。

（讓渡等の禁止）
第十六条 弔慰金等の支給を受ける権利は、讓渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
（非課税）
第十七条 租税その他の公課は、弔慰金等を標準として、課することができない。

第十八条 この法律に定める総務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。（権限又は事務の委任）

第十九条 前条に規定するもののほか、この法律に定める総務大臣の権限又は権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条に規定する国の行政機関の長に委任することができる。（政令及び省令への委任）

第二十条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、弔慰金等に係る請求又は申請の經由及び弔慰金等の支払方法に関して必要な事項は政令で、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は総務省令で定める。

附則

- （施行期日等）
一 この法律は、平成十三年一月六日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、弔慰金等の支給を受ける権利の裁定は、施行日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、行わないものとする。
- （総務省設置法の一部改正）
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第八十九号の次に次の一号を加える。
八十九の二 平和条約国籍離脱者等である戦

没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律（平成十二年法律第 号）第九条第四項に規定する弔慰金等に関すること。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約八十億円の
見込みである。

第一部

総務委員会会議録第九号

平成十二年五月二十五日

【参議院】

平成十二年五月三十日印刷

平成十二年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局